

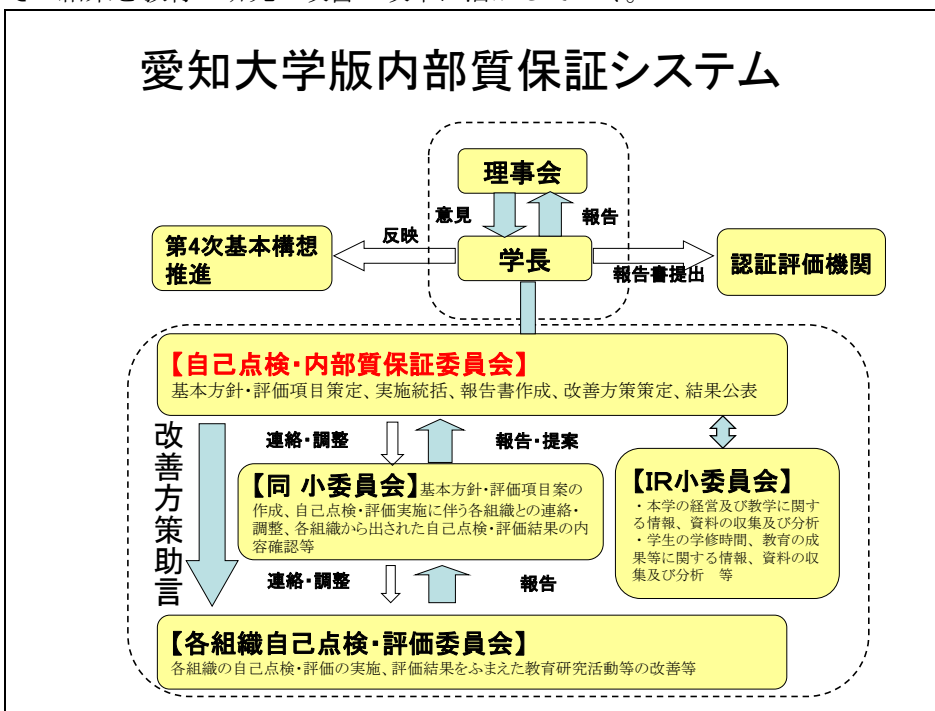
内部質保証の方針

本学の建学の精神及び先に掲げた各種方針を具現化するため、内部質保証システムを継続的・恒常的に機能させ、大学の質の向上を図るよう努める。

<内部質保証の方針>

愛知大学では、自己点検・評価結果を確実に改善・改革に繋げるために、全学的な自己点検・評価を行う学長を委員長とする自己点検・内部質保証委員会を設置し、その下に組織毎に自己点検・評価委員会を組織している。各組織の自己点検・評価結果を受けて、自己点検・内部質保証委員会から各組織の自己点検・評価委員会に対して改善方策の助言等を行うことで、両者の有機的連携を図り、実効性のある着実なPDC Aサイクルの確立を目指す。

また、自己点検・内部質保証委員会のもとに設置されたインスティテューショナル・リサーチ（IR）小委員会において、本学の教学及び経営に関する情報、資料の収集及び分析を行い、その結果を教育・研究の改善・改革に活かしていく。



愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程（2012年6月7日制定）

（目的）

第1条 愛知大学（愛知大学短期大学部を含む。以下、「本学」という。）は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等及び管理運営等の状況について自ら点検・評価を行い、内部質保証の全学的取り組みを行う。

（委員会）

第2条 前条の目的を達成するために、本学に、自己点検・内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）を置く。

2 各学部、短期大学部、大学院各研究科、専門職大学院法務研究科、その他の各組織の自己点検・評価を実施するために、当該組織名を付した自己点検・評価委員会（以下、「各組織委員会」という。）を内部質保証委員会の下に置く。

（委員会の所管事項）

第3条 内部質保証委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に係る事項
- (2) 自己点検・評価の実施、組織及び内部質保証の体制に係る事項

- (3) 各組織の自己点検・評価の統括に係る事項
- (4) 自己点検・評価報告書の作成及び改善方策の策定に係る事項
- (5) 自己点検・評価結果の公表に係る事項
- (6) 外部評価に係る事項
- (7) 学校教育法に定める認証評価に係る事項
- (8) 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓発活動に係る事項
- (9) その他自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項
(内部質保証委員会の組織)

第4条 内部質保証委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 事務局長
 - (4) 学部長
 - (5) 短期大学部長
 - (6) 事務部長
- 2 委員長には、学長をあてる。
- 3 副委員長は、副学長及び学部長(短期大学部長を含む。)のなかから学内理事会において選任し、学長が委嘱する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 学長は、必要がある場合には第1項の委員のほかに委員若干名を委嘱することができる。
(内部質保証委員会の委員長、副委員長及び委員の任期)

第5条 内部質保証委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、その役職の任期とする。
(内部質保証委員会の会議)

第6条 内部質保証委員会の委員長は、内部質保証委員会を招集し、その運営にあたる。

- 2 内部質保証委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 内部質保証委員会は、委員以外の者(学外者を含む。)の出席を求めて意見を聞くことができる。
(小委員会)

第7条 内部質保証委員会は、第3条に規定する所管事項の企画・立案及び各組織委員会との協議・調整を行うために、小委員会を置く。

- 2 小委員会の組織及び運営については、内部質保証委員会が定める。
(各組織委員会の組織)

第8条 第2条第2項に規定する各組織委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、内部質保証委員会が示す方針に基づいて、当該組織が定める。

- 2 各組織委員会は、内部質保証委員会が定める基本方針及び点検・評価項目に加えて、独自の点検・評価項目にもとづき自己点検・評価に取り組むことができる。
- 3 各組織は、自己点検・評価の結果をもとに、あらかじめ内部質保証委員会の承認を得た上で、外部評価及び認証評価を受けることができる。
(自己点検・評価の項目及び組織単位)

第9条 自己点検・評価の項目及び組織単位は、内部質保証委員会が別に定める。

- 2 自己点検・評価の項目については、各組織においても検討、見直しを行うものとし、決定は内部質保証委員会が行う。
(自己点検・評価の実施方法)

第10条 自己点検・評価は、第9条に定める自己点検・評価項目等に従って、各組織ごとにその所管事項について実施する。

- 2 各組織は、自己点検・評価の経過及び結果について、毎年、内部質保証委員会に報告書を提出するものとする。
- 3 内部質保証委員会は、各組織からの報告をもとに年次報告書として取りまとめ、学外に公表するものとする。
(自己点検・評価結果の活用)

第 11 条 学長は、前条第 3 項の年次報告書を大学評議会、理事会及び評議員会に提出し、意見を徴するものとする。

2 学長は、必要に応じて学外者から年次報告書に対する意見を徴することができる。

3 内部質保証委員会は、自己点検・評価結果をふまえ、自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価項目、評価結果の活用等につき定期的に見直し、必要に応じて改善方策を策定の上、各組織委員会に助言し、改善に努めるものとする。

4 各組織は、自己点検・評価結果をふまえ、教育研究活動等又は管理運営等の状況の改善に努めるものとする。

(主管課)

第 12 条 内部質保証委員会の事務に関する主管課は、企画課とする。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、内部質保証委員会の議を経て、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の承認を得なければならない。

附 則 (制定)

(施行期日)

1 この規程は、2012 年 6 月 7 日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、愛知大学自己点検・評価規程(1993 年 1 月 21 日制定)は廃止する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の廃止に伴う改正)

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。